

原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等に対する
令和2年度原子力規制検査の総合的な評価

原子力施設		ページ番号
一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟		1
柴田陶器株式会社		2
国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター		3
住友化学株式会社	千葉工場袖ヶ浦地区	4
	愛媛工場新居浜地区	
株式会社藤井製作所千葉工場		6
島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センター		7
有限会社ケイピーシーセラックスジャパン		8
三井化学株式会社大阪工場		9
山口耐火有限会社		10
愛媛県原子力センター		11
コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト		12
ラジエ工業株式会社本社工場		13
株式会社UACJ名古屋製造所		14
三津和化学薬品株式会社		15
東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンター		16
学校法人近畿大学原子力研究所		17
キシダ化学株式会社三田事業所		18
生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設		19
九州電力株式会社玄海原子力発電所		20
美濃顔料化学株式会社		21

一般財団法人電力中央研究所
横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設
令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東北大学金属材料研究所附属
量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設
令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

住友化学株式会社
令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が住友化学株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

別記

千葉工場袖ヶ浦地区 核燃料物質使用施設
愛媛工場新居浜地区 核燃料物質使用施設

株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁がコニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

ラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁がラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社UACJ名古屋製造所の核燃料物質使用施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社UACJ名古屋製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

キシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁がキシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

ない。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設 令和２年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和２年度に原子力規制庁が美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の２の２第７項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和２年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和２年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(１) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(２) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和２年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第１区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は１０年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。